皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月八日午後四時四十四分御出門、特別展「黄金のアフガニスタン―守りぬかれたシルクロードの秘宝―」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同六時二十六分還幸啓になつた。

御祝電

天皇陛下は、六月十日ポルトガル国の国祭日につき、同月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成28年6月13日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年６月27日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第12刑事部２係
2　被告事件名　関税法違反、地方税法違反、消費税法違反
3　被告人氏名　奥林　勉、藤原　誠、福井貴大
4　公判期日　平成28年７月５日
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

金地金（1000.0グラム、Ｙ37620等と刻印のあるもの）１枚（大阪地方検察庁平成28年領第2,027号符号１）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37622等と刻印のあるもの）１枚（同号符号３）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37619等と刻印のあるもの）１枚（同号符号５）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37621等と刻印のあるもの）１枚（同号符号７）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人３名は、田畑晃正、檜原友一、伏見まどか、松下奨弥、早崎怜花、早崎紀子及び的場栞里らと共謀の上、大韓民国から金地金28個（合計28キログラム）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成27年４月19日、大韓民国所在の仁川国際空港において、アシアナ航空第112便に搭乗する際、被告人奥林、同藤原、同福井、前記松下、前記早崎怜花、前記早崎紀子及び前記的場において、金地金各４個をそれぞれ隠匿携行し、同航空機により、同日午前11時55分頃、大阪府所在の関西国際空港に到着し、その頃から同日午後１時10分頃までの間、同府泉佐野市泉州空港北１番地所在の関西空港税関支署旅具検査場等において、法令により通関に関する税関長の権限の委託を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行ったまま同検査場等を通過しようとしたところ、被告人藤原、同福井、前記松下、前記早崎怜花、前記早崎紀子及び前記的場については同支署職員による金地金各４個の発見を免れて同検査場等を通過し、被告人奥林については同支署職員によって金地金４個を発見され、もって

1　税関長の許可を受けないで前記金地金24個を輸入するとともに、不正の行為により金地金24個（課税価格１億1287万2000円相当）に対する消費税711万600円及び地方消費税191万8200円を免れた
2　税関長の許可を受けないで前記金地金４個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である金地金４個（課税価格1881万2000円相当）に対する消費税118万5100円及び地方消費税31万9700円を免れようとしたが、その目的を遂げなかった

ものである。

平成28年6月13日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年６月27日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第12刑事部２係
2　被告事件名　関税法違反、地方税法違反、消費税法違反
3　被告人氏名　伏見まどか
4　公判期日　平成28年６月21日
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

金地金（1000.0グラム、Ｙ37620等と刻印のあるもの）１枚（大阪地方検察庁平成28年領第2,027号符号１）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37622等と刻印のあるもの）１枚（同号符号３）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37619等と刻印のあるもの）１枚（同号符号５）

金地金（1000.0グラム、Ｙ37621等と刻印のあるもの）１枚（同号符号７）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、田畑晃正、檜原友一、奥林勉、藤原誠、福井貴大、松下奨弥、早崎怜花、早崎紀子及び的場栞里らと共謀の上、大韓民国から金地金28個（合計28キログラム）を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成27年４月19日、大韓民国所在の仁川国際空港において、アシアナ航空第112便に搭乗する際、前記奥林、前記藤原、前記福井、前記松下、前記早崎怜花、前記早崎紀子及び前記的場において、金地金各４個をそれぞれ隠匿携行し、同航空機により、同日午前11時55分頃、大阪府所在の関西国際空港に到着し、その頃から同日午後１時10分頃までの間、同府泉佐野市泉州空港北１番地所在の関西空港税関支署旅具検査場等において、法令により通関に関する税関長の権限の委託を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の輸入及び納税の申告を行ったまま同検査場等を通過しようとしたところ、前記藤原、前記福井、前記松下、前記早崎怜花、前記早崎紀子及び前記的場については同支署職員による金地金各４個の発見を免れて同検査場等を通過し、前記奥林については同支署職員によって金地金４個を発見され、もって

1　税関長の許可を受けないで前記金地金24個を輸入するとともに、不正の行為により金地金24個（課税価格１億1287万2000円相当）に対する消費税711万600円及び地方消費税191万8200円を免れた
2　税関長の許可を受けないで前記金地金４個を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である金地金４個（課税価格1881万2000円相当）に対する消費税118万5100円及び地方消費税31万9700円を免れようとしたが、その目的を遂げなかった

ものである。

工場財団

長野県松本市大字笹賀7116番地１**征矢野建材株式会社**の長野県塩尻市大字片丘8501番地１ソヤノウッドパークについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年6月13日

長野地方法務局松本支局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

1．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成28年７月13日までに沖縄総合事務局財務部金融監督課あて申し出をされたい。
2．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③事務所所在地

①22293000662②照屋　英子③沖縄県沖縄市松本７丁目２番８号

平成28年6月13日

沖縄総合事務局長　久保田　治

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月13日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

1　処分をした年月日　平成28年５月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三谷産業株式会社　**饗**庭　達也　石川県金沢市玉川町１－５　国土交通大臣許可（般・特―27）第3852号